

# 令和2年度

## 第2回 水戸市堀原市民センター運営審議会

日 時 令和3年2月25日(木)

午前10時00分から

場 所 水戸市堀原市民センター

コミュニティルーム

### 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
  - (1)令和2年度行事報告について
  - (2)令和2年度利用状況について
  - (3)令和3年度定期講座募集(案)について
  - (4)その他
- 4 閉 会

水戸市堀原市民センター

## (1) 令和2年度行事報告について

## ■行事報告

行事名	期 日	内 容	参加者数	備 考
さくらまつり	4月	さくらのライトアップ	感染症対策により中止	
定期講座申し込み受付	4/2~4/15	教室(1)・クラブ(25)	521	
高齢者クラブ清掃奉仕活動	5/15	連合会による市民センター敷地内除草	感染症対策により中止	
定期講座教室・クラブ開講	6/1~随時	教室(1)・クラブ(25)	521	
グラウンドゴルフ大会	6月	手軽に楽しめるファミリースポーツ	感染症対策により中止	堀原小 グラウンド
第1回市民センター運営審議会	6/25	行事報告・利用状況・事業計画・定期講座募集結果・運営方針及び重点目標	8	
住民の会屋外清掃作業	6月	市民センター屋外除草・清掃	感染症対策により中止	
普通救命講習会	7/3	緊急時の応急手当・AED講習	感染症対策により中止	
お父さんソフトボール大会	7月	市大会予選(4チーム)	感染症対策により中止	堀原小 グラウンド
夕涼みのつどい	7月	夜店・天体観測・映画等	感染症対策により中止	
第1回定期講座代表者会議	8/6	センターの利用等について	27	
夏休み親子野外研修	8/11	未定	感染症対策により中止	
堀原わくわく子ども教室	8/19	「生物教室」葉脈しおりをつくろう	感染症対策により中止	
	8/21	「体験教室」手づくりスノードーム	18	センター職員 菅谷 恵美子
	12/28	「体験教室」バルーンアートを楽しもう	11	ばーん・アート 稲葉 暢弘
	1/6	「書道教室」書き初め	11	書道クラブ講師 小林 一夫
堀原火の国まつり	8/30	パレード・トーチの演技・夜店等	感染症対策により中止	
堀原大学	9月~12月	豊かな日々を過ごすことができるよう知識を学んだりする	感染症対策により休校	
高齢者クラブ清掃奉仕活動	10/6	連合会による市民センター敷地内除草	感染症対策により中止	
第59回市民運動会	10/11	全て個人種目・自由参加	感染症対策により中止	
家庭教育強化事業	10/26	お口の健康教室	19	水戸市保健所 人見ひろみ
女性セミナー	10/22	多肉植物の寄せ植え教室	22	カクタスプライト 二瓶和宏
	11/6	キッチンハーブの寄せ植え教室	20	ハーブスクール 鹿志村 恵美子
	11/25	移動学習	感染症対策により中止	
ミニ火の国まつり	11/9	火おこし等	不明	堀原小 グラウンド
第36回堀原地区歩く会	11/23	堀原市民センター スタートでの企画	感染症対策により中止	
防災訓練	11/28	堀原地区住民の会・女性防火クラブ・子育て合同	感染症対策により中止	
第2回定期講座代表者会議	11/30	発表・展示会・3年度講座募集について	27	
市民センター大掃除	12月	教室・クラブ代表者による館内清掃	感染症対策により中止	

行 事 名	期 日	内 容	参加者数	備 考
高齢者健康講座	12/9	みんなで楽しく認知症予防	22	水戸ヤクルト園 波多野 昭乃
お飾りづくり教室	12/19	正月用しめ飾り	28	
郷土かるた大会	1/23	市大会予選	感染症対策 により中止	堀原地区 大会
家庭教育強化事業	2月	未定	感染症対策 により中止	新原保育所
定期講座作品展示発表会	2月	教室・クラブ展示発表会	感染症対策 により中止	
ウインターギャラリー	2/2～2/25	子供絵画展示・定期講座活動状況掲 示	感染症対策 により中止	
第2回市民センター運営審議会	2/25	行事報告・利用状況・定期講座募集について		
家庭教育強化事業	3/8	未定	感染症対策 により中止	

※中央ブロック好文塾「地球が大変!!私達に出来る事」

- 11月 6日 講話「地球の環境を守るために出来る事」(五軒市民センター)
- 11月20日 講話「どう変わった?水戸市のごみの分け方・出し方」(五軒市民センター)
- 12月 4日 移動学習「見て・聞いて水戸の新しい清掃工場に行ってみよう」(えこみっと)

(2) 令和2年度 利用状況について(1月末)

■市民センター利用状況

室内区分		市民センター	社教団体	市	県	一般	合計
ホール	件数	182	12	12	0	101	307
	人数	3,270	213	247	0	1,048	4,778
和室	件数	44	5	1	9	12	71
	人数	593	26	12	91	75	797
集会室 会議室	件数	68	60	18	1	68	215
	人数	634	427	156	8	535	1,760
調理室	件数	5	0	0	0	1	6
	人数	70	0	0	0	4	74
図書室	件数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	130	130
合計	件数	299	77	31	10	182	599
	人数	4,567	666	415	99	1,792	7,539
館外主催	件数	1	0	0	0	0	1
	人数	50	0	0	0	0	50
館外共催	件数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
合計	件数	1	0	0	0	0	1
	人数	50	0	0	0	0	50
総計	件数	300	77	31	10	182	600
	人数	4,617	666	415	99	1,792	7,589

【令和2年度】

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
館内	31	0	634	1,159	383	874	1,344	1,348	1,264	502			7,539	
館外	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0			50	
総計	31	0	684	1,159	383	874	1,344	1,348	1,264	502			7,589	

【令和元年度】

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
館内	2,341	2,115	2,433	1,998	1,931	3,287	2,031	2,161	986	2,265	1,852	27	23,427	△4,410
館外	280	68	96	600	5,350	63	42	59	55	0	141	0	6,754	△280
総計	2,621	2,183	2,529	2,598	7,281	3,350	2,073	2,220	1,041	2,265	1,993	27	30,181	△4,690

■ 図書利用状況

【令和2年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
貸出人数			3	4	2	2	3	2	3	3			22	
貸出冊数			11	31	16	15	30	12	14	11			140	

【令和元年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
貸出人数	10	8	6	6	4	3	4	2	2	2	1	1	49	△6
貸出冊数	24	20	17	13	8	12	10	7	3	9	1	1	125	△7

### (3) 令和3年度定期講座募集(案)について

① 募集チラシ

別紙(案)により3月15日号の広報「みと」と一緒に地区内全戸に配布する。

② 受付の期間(新規希望者)

4月6日(火)から20日(火)まで

9:00~17:00(土・日を除く)

※クラブ継続希望者については、各クラブとも1月末日までに申込みを受付ける。  
ただし、今回はコロナウイルス感染症対策により、1月18日から市民センター利用  
が中止となったため2月末までの提出も受付ける。

# 水戸市市民センター条例

平成21年9月29日  
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)



# 水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

## (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

## (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

## (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

## (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。



令和3年度 堀原市民センター

# 定期講座受講生募集(案)

募集期間 令和3年4月6日(火)～4月20日(火)

受付時間 9:00～17:00(土・日は除く)

皆様の生涯学習を応援いたします。出会いや交流を広げてみませんか！

【申込方法】堀原市民センター窓口へ直接お申込みください。

電話・FAXでの申込みは受け付けません。

募集定員になり次第締め切ります。(先着順)

【会費納入】開講日に各講座の会計担当の方へ納入ください。

教材費・材料費は、講座により別途負担となります。

原則として、返金はいたしません。

参加人数により、会費に変更が生じる事があります。



【その他】受講者が10名に満たない場合は、開講できない場合があります。

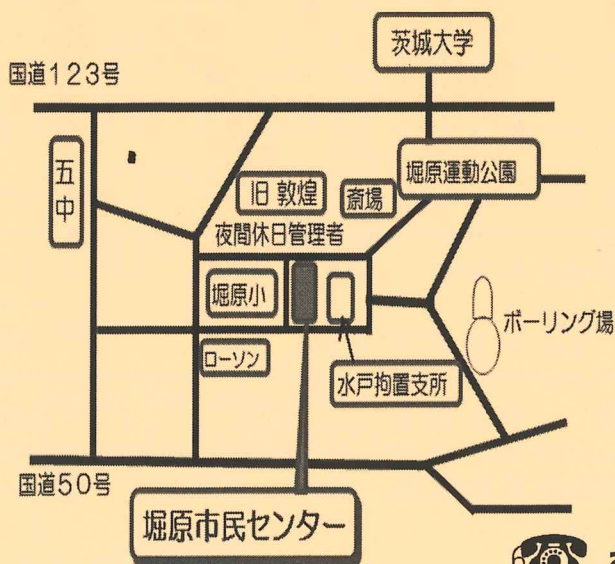
各クラブの開催日が、市民センター行事等により変更になる場合があります。

【新型コロナウイルス感染症対策】マスク着用・手指消毒・3密の回避

※当日の体調不良は講座の参加をご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況に伴い講座が中止となる場合もあります。

各講座の内容・詳細につきましては裏面をご覧ください。



## \*～\*ご案内\*～\*

堀原市民センターでは、一般教養講座を開催しております。

- ✿堀原大学
- ✿女性セミナー
- ✿堀原わくわく子ども教室(小学生対象)
- ✿単発講座・講演会等

詳しくはその都度、回覧チラシ等にてお知らせいたします。ぜひ御参加ください。



お問合せ先 堀原市民センター 〒310-0045

水戸市新原1-9-16

電話/FAX252-2750



# 教室



	講座名	開催日	会場	時間	募集人数	年会費	講師名	備考	開講日
土	子ども絵画	第1	集会室	10:00~11:30	12	2,500	佐々木弥生	お絵描き大好き!自由に楽しく	6/5

## クラブ(自主運営・初心者可) ※卓球(1)(2)クラブは重複の受講をご遠慮願います。

	講座名	開催日	会場	時間	募集人数	年会費	講師名	備考	開講日
月	いけばな(古流)	第1・3	集会室	10:00~12:00	10	10,000	高塩理光	楽しい教室です。初心者の方お待ちしております。	5/17
	歌謡	第2・4	ホール	13:00~15:00	10	12,000	金沢はるみ	丁寧な指導のもと楽しく唄いましょう。	5/10
	絵手紙	第2・4	集会室	10:00~12:00	10	10,000	友部久美子	心を込めてハガキに絵のあるラブレターを...	5/10
火	卓球(1)	第1・2・3・4	ホール	9:00~12:00	4	3,500	助川寿夫	楽しく無理のない健康づくりをコーチの優しい指導のもとで...	5/11
	フォークダンス	第1・3	ホール	13:00~15:00	10	12,000	梶山美恵	メロディに合わせて体を動かし、楽しい時間をすごしましょう。	5/11
	書道	第1・3	和室	9:30~12:00	10	12,000	小林一夫	趣味から実用、芸術まで楽しく学びましょう。	5/18
	アートフラワー	第2・4	集会室	10:00~12:00	4	10,000	桑名真佐子	アトワアトは白い布を染め、コテをあてて作る布花です。リボンから作る花もできます	5/11
	健康体づくり	第2・4	ホール	13:30~15:30	10	6,000	横山秀峰	体づくりで若返りを!!	5/11
水	園芸	第2	集会室	13:30~15:30	6	6,000	渡辺達也	楽しい教室で、美しい花を咲かせましょう。	5/12
	お菓子づくり	第4	調理室	9:30~12:30	1	4,000	塚原秩子	教室で作ったお菓子をお持ち帰りできます。	5/26
木	ダンススポーツ	第1・2・3・4	ホール	19:00~21:00	10	15,000	大内敏司	スタンダードとラテンの基本的な踊りを習得します。初心者の方勇気を出して習ってみませんか。	5/6
	英会話	第1・3	集会室	10:00~11:30	2	10,000	ニール・ヘンリー	英語を楽しく勉強して、世界を広げましょう。	5/20
	コーラス	第1・3	ホール	10:00~12:00	5	10,000	竹内国江	健康増進、皆で歌いましょう。特に男性歓迎!!	5/6
	なぎなた	第2・4	ホール	10:00~12:00	3	2,000	舞木澄子	元気に明るく、皆で技をみがき合う!健康に!	5/13
	ヨガ	第2・4	ホール	14:00~15:30	6	8,000	佐久間恵子	美容と健康を兼ねて身体を整えましょう。優しい先生です。	5/13
金	卓球(2)	第1・2・3・4	ホール	13:00~16:00	1	3,000	後藤 斌	卓球好き集合!コーチの多球練習で技術向上応援!見学可	5/7
	詩吟	第1・3	集会室	13:30~15:30	10	12,000	大内喜美江	声を出すことは健康に最適!初心者の方大歓迎!!	5/7
	太極拳	第2・3・4	ホール	10:00~12:00	3	4,000	椎名秀子	丁寧な指導により、無理せず楽しみながら続けられます。	5/14
	大正琴	第2・4	集会室	13:30~15:30	3	12,000	萩谷治美	認知症予防に良いそうです。大正琴はお貸しします。見学にお出かけください。	5/14
新	着付けとマナー	第2・4	和室	10:00~12:00	5	10,000	白田恵美子	着物の着付けと簡単なマナーを楽しく学びましょう!初心者大歓迎!!	5/14
土	空手	第1・2・3	ホール	17:00~20:30	10	16,000	中根 淳一	幼稚園年中さんから中学生迄募集一緒に楽しく活動しましょう。	5/1
	囲碁・将棋	第2・3・4	和室	13:00~16:30	5	大人 3,000 小中生 1,500	自主運営	囲碁・将棋一度覚えれば退職後も楽しめます。	5/8
日	堀原火の国太鼓	第1・3	ホール	18:30~20:00	10	無料	自主運営	小中学生を募集します。和太鼓を楽しく練習しましょう。	5/16

※今年度は、「リズム体操クラブ」・「指圧クラブ」の募集はありません。なお、欠員により募集する場合は窓口に掲示いたします。

《お願い》 市民センターの駐車台数には制限がございます。ご利用の皆様には、できる限り乗り合わせ等の御協力をお願いいたします。



## 市民センター利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、茨城県においては令和3年1月7日に県内全域における不要不急の外出自粛を要請するなど、感染防止の対応が求められています。

今後とも、皆様に市民センターをより良く、安全にご利用いただくためにも、施設利用に当たっては、下記事項を遵守し、感染対策を十分に行うなどの細心の注意を払い、自らの責任において実施するようお願いいたします。あわせて、主催者や利用者の皆さまには、開催や実施の必要性も十分に検討いただくようお願いいたします。

### 《施設利用に当たっての条件及び留意事項》

- 主催者又は代表者（以下「主催者等」という。）は、利用者、参加者及び観覧者（以下「利用者等」という。）の健康状態を把握し、発熱者や具合の悪い方が参加しないよう対処すること。
- 飛沫感染を防ぐため、利用者等の人数は、使用する会議室等の収容人員、定員の2分の1程度に抑え、また、席を設ける場合は、間隔を1メートル程度設けること。
- 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより、定期的な外気の取り入れを行うこと。
- 適宜手洗いや手指消毒等を行うこと。
- 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないこと。
- 会議室や体育施設を利用する場合は、感染が発生した場合の対応に備え、主催者及び代表者は利用者等の住所、氏名、連絡先の入った名簿を作成し、必要に応じて求められた場合は、これを提出すること。
- 咳エチケットを守り、利用者等にマスクの着用を促すなど、各自感染予防に努めること。
- 感染リスクを抑えるため、利用時間の短縮に努めること。
- 「いばらきアマビエちゃん」への登録をお願いします。

※上記事項に従わない場合は、利用の中止等を求めるものとします。また、混雑が見込まれる場合は、入場制限を行うものとします。